

産むことと育てることを分離する社会規範の可能性

--- NPO 法人「環の会」の事例から ---

竹内みちる（京都大学）¹・樂木章子（岡山県立大学）²・杉万俊夫（京都大学）³

要 約

親の育児放棄や幼児虐待が報道されるたびに、人々の批判の矛先は母親に向けられる ---- 自分の腹を痛めた子に、なぜそんなむごいことをするのか、と。そこには、「自分が産んだ子は自分が育てるべし」という社会規範を見て取ることができる。

本論では、あえて、「産んだら育てるべし」という規範とは正反対の規範、すなわち、「産んでも育てなくてもよい」という規範の可能性を、筆者が行った現場研究をもとに検討する。それを通じて、社会が子どもを育てるということに関して新たな視座を提供する。

筆者が現場研究を行ったのは、「環の会」という特定非営利活動法人（NPO）であった。「環の会」の活動には、「産んだら育てるべし」という規範とは異なった規範が存在していた。すなわち、「環の会」のリーダーは、予期せずして妊娠した女性からの連絡に昼夜を分かたず対応し、もし自分で育てることができないのであれば、特別養子縁組をすることも一つの選択肢であるとアドバイスをしていた。また、「環の会」では、育て親候補者の募集も行っており、育て親に対しては、産みの親の存在を早期から子どもに伝えること、産みの親への感謝を忘れぬこと、また、産みの親が望む場合には、「環の会」を通じて、産みの親と子どもの接触を保つことを指導していた。

「環の会」の現場研究を通じて、同会の活動には、生まれた子を「産みの親が育てるべし」とするのではなく、「産みの親が育てられない場合には、社会が育てていく」という姿勢を見て取ることができる。同会の活動は、社会が、生まれた子を無条件に受け入れ、育てていくための、いわば窓口としての機能を果たしているものと考察した。

キーワード：子育て、妊娠、出産、特別養子縁組、血縁

1. 「産んだら育てるべし」という規範

「自分が産んだ子は自分で育てるべし」 ---- この言葉に違和感を覚える人はほとんどいないだろう。親の育児放棄や幼児虐待が報道されるたびに、人々の批判の矛先は母親に向けられる ---- 自分の腹を痛めた子に、なぜそんなむごいことをするのか、と。そこには、

¹ 京都大学大学院人間・環境学研究科 takeuchi@p01.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

² 岡山県立大学保健福祉学部 arakugi@fhw.oka-pu.ac.jp

³ 京都大学大学院人間・環境学研究科 sugiman@toshio.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

「産んだら責任を持って育てるべし」という社会規範を見て取ることができる。

「産んだら育てるべし」という規範は、法的判断や政治的判断の中にも深く浸透している。たとえば、少子化社会対策基本法（平成 15 年施行）には、子育てを社会的に取り組むべきものとしながらも、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」と述べられており、子を産んだ親が育てるべきことが自明の前提になっている。また、「産んだら育てるべし」という規範は、2007 年 2 月、厚生労働省が「このとりのゆりかご⁴」設置容認を打ち出したときの、政府首脳からの強い反対意見からも窺える。例えば、“安倍首相は「子どもを産むからには、親として責任を持って育てることが大切」と語った。高市少子化担当大臣は、子どもを捨てる風潮を助長するのではないかと懸念を表明。塩崎官房長官は「美しい国作りを目指す安倍内閣としても」「親が子どもを捨てる問題について法律以前の問題と考えなければいけない」とした（杉山，2007，p. 44）”。

「産んだら育てるべし」という規範は、本研究とも関連するわが国の養子制度にも暗い影を落としている。たとえば、産んだ子を養子に出した女性は、「未婚で子を産みながら、育てられないという理由で子を捨てた」というように、だらしなく無責任な人間、母親失格、人間失格という言葉で語られがちである（樂木，2005）。また、竹内・樂木（2006）は、わが国の養子がなぜ暗いイメージを伴って見られるに至ったのかを歴史的に考察し、個人の観念が成熟していないわが国においては、養子が、血縁で結ばれた核家族の枠外にある「どこの馬の骨ともわからない」存在と見られがちであることを指摘した。このような養子の暗いイメージは、そもそも子どもを「どこの馬の骨ともわからない」存在にした産みの親、とりわけ、子を産んだ母親に対する否定的なまなざしと表裏一体であり、ここにも「産んだら育てるべし」という規範が反映されている。

本稿では、現代社会において自明視されている「産んだら育てるべし」という規範を祖上に載せる。もちろん、ここにいう「育てる」とは、子を産んだ女性（母）が、必要に応じて家族や知人などの助けを借りつつ育てるという意味である。

本稿では、「産んだら育てるべし」という規範とは正反対の規範、すなわち、「産んでも育てなくてもよい」という規範の可能性を論じる。「産んだら育てるべし」という規範は、産むことと育てることの一体性を主張するのに対して、「産んでも育てなくてもよい」という規範は、産むことと育てることを分離し、産むことが必ずしも育てる義務につながらないことを主張する。

では、産んだ親が育てないとして、だれが子を育てるのか。本稿で想定しているものは、社会である。その意味で、本稿は、社会が子を育てるとはいかなることなのかを問う論考である。言うまでもなく、社会が子どもを育てる、あるいは、社会が子育てを支援する制度は、すでに存在している。たとえば、産みの親に育てられない子どものためには、乳児院や児童養護施設がある。また、産んだ子を育てるのが経済的に困難な母子家庭を支援す

⁴ 2006 年 12 月、熊本の慈恵病院が「赤ちゃんポスト」の設置申請を熊本市に提出した（同病院では「このとりのゆりかご」という名称を用いている）。「赤ちゃんポスト」とは、さまざまな事情から親が育てられない新生児を匿名で受け入れるために、病院が人目につきにくい場所に設置する保育器であり、新生児が入れるとアラームが鳴り、病院側の人間がかけつけるという仕組みになっている。この設置をめぐるのは、賛否両論が渦巻いたが、厚生労働省と熊本市は、ポスト設置について様々な角度から検討した結果、「ポストに子どもを置く行為は認めがたいが、違法性があるとは言いきれない」という見解を示した。

る制度もある。民主党新政権は、所得制限のない子育て支援策を導入した。

本稿では、そのような制度の水準ではなく、制度の基盤にある社会規範の水準で、社会が子どもを育てるとはいかなることなのかを論じる。具体的には、出生のプロセスを問うことなく、第一義的には、社会が、生まれた子どもを無条件に受容すべきとする規範の可能性を検討する。では、社会が子を無条件に受容するという規範は、どのような形の行為となって具現化するのだろうか。筆者は、その具現化した形を NPO 法人「環の会」の活動に見ることができた。

2. 「環の会」と現場研究の概要

本節と次節では、筆者が行った現場研究をもとに、NPO 法人「環の会」の活動を紹介する。まず、本節では、「環の会」の設立経緯、活動内容、現場研究の概要を述べる。次節では、現場研究の成果について述べる。

(1) 「環の会」の設立経緯

「環の会」は 1991 年 10 月に設立、半年後に第 2 種社会福祉事業として受理され、2000 年より特定非営利活動法人 (NPO) として認証された。以下、「環の会」誕生の経緯を、樂木 (2005) より、ごく簡単にまとめておこう。

「環の会」設立に関った中心人物は、ソーシャル・ワーカーの A 氏と産婦人科医師 B 氏 (共に女性) の 2 人であるが、共に異色の経歴を持つ。A 氏は、1970 年代後半、服飾デザイナーとしてアメリカで活躍中、悪性の婦人科系疾患によって生死の境をさまよう体験をする。九死に一生を得て、命の尊さを実感した A 氏は、デザイナーというライフワークに急速に興味を失い、帰国する。当時、望まない妊娠に苦しむ母親とその子どもの命を助けるために、出生届を偽造して、不妊で子どもを望む夫婦の実子として斡旋していることを公表した菊田昇医師の著書に偶然出会い、これに感銘を受けた A 氏は菊田医師のもとへと馳せ参じる。A 氏は菊田医師の信念に共感し、親に望まれずに生まれた子どもを養子として海外に送り出す活動 (海外養子縁組) に従事することとなる。

一方、B 氏は、1980 年代前半、理工系の学部生時代に、たまたま学園祭で菊田医師の講演を聴く機会を持つ。B 氏もまた、菊田医師の情熱に強く共感し、生まれてくる子どもの命を助ける活動をするために、産婦人科医師になる決心をする。そして、B 氏は、大学を中退し、医師への道を歩むに至る。こうして、菊田医師の存在を介して、2 人は出会うことになる。

しかし、A 氏はやがて、国際養子縁組の活動について疑問を感じるようになる。A 氏は、当時の心境を、「実際に (子どもの) 命を守ることはできたが、その子どもの人生まで考えていただろうか。異国の地でこの子が将来悩んだ時に、相談できる場所があるのだろうか」と述懐している。おりしも、1988 年に、特別養子縁組制度が成立した⁵。これを機に、菊

⁵日本の養子縁組制度には、普通養子縁組と 1988 年に誕生した特別養子縁組が存在する。2 つの養子縁組の相違点については、菊池 (2001) などに詳しいが、簡単に述べれば、特別養子縁組は、原則 6 歳未満の子どもを利益を守ることを目的として行われ、子と血族との関係は縁組によって終了し、養親が唯一の法律上の親となる (逆に、普通養子縁組は、目的は家名・家業

田医師から独立し、すでに産婦人科医として歩みだしていたB氏とともに立ち上げたのが、「環の会」であった。

（２）「環の会」の活動内容

「環の会」の具体的な活動内容は、①予期しなかった妊娠や出産条件が整わずに悩んでいる人の相談を受ける、②子どもを育てられない場合には、特別養子縁組の援助をする、③子どもに恵まれない夫婦の相談を受ける、④一般の人を含めて特別養子縁組に対する理解を深めてもらうための啓発運動を進める（横田，2001）である。平成17年度は、相談の電話・FAX・Eメールは1,252件あり、平成16年度は1,493件あった⁶。

「環の会」の特徴は、A氏が「それがなかったら、普通の養子斡旋団体と同じじゃない」と言う「それ」、すなわち、妊娠に悩む女性のサポートを活動の中核に据えている点にある。縁組の援助も重要な活動ではあるが、それは、あくまでも予期せぬ妊娠に悩む女性を支援する延長上の活動と位置づけられている。「環の会」では、インターネットや電話を通じて、24時間体制で相談を受け付けている⁷。相談では、相談者が置かれている状況や利用可能な社会的資源を明確化し、お腹の子どもの今後について、共に考えていく。この際、中絶をさせないように働きかけるわけでもないため、中絶に至るケースもある。産む選択をした場合には、産まれてから、育てるか育てないかの選択をしてもらう。この選択には、①自分で育てる、②施設等に入れて定期的に会いに行く⁸、③里親制度を利用する⁹、④特別養子縁組を行う、等がある。母親がこのような選択を行うまで、期限を設けることなく待つ。

「環の会」では、できる限り、産みの親が子どもを育てることを第一の選択と考えているが、育てられない事情がある場合には、責任をもって育て親を探し、特別養子縁組をしている¹⁰。妊娠中は縁組を希望していても、実際に産んだ女性が生まれてきた子どもによって「自分で育てたい」という気持ちが引き出され、自分で育てることを決断する場合も少なくないという。

「環の会」にとって縁組の援助は、二次的に派生する活動であるとはいえ、産みの親に配慮したユニークな縁組援助を行っている。その特徴の第1は、育て親は、無条件に子どもを迎えることが要請されるという点である。つまり、育て親の側からは、希望の子どもを求めることはできない。子どもの年齢、性別、国籍、そして障害の有無にかかわらず、無条件に子どもを迎えることが要請される。逆に、産みの親は、育て親に関する希望を「環の会」に伝えることができる。例えば、「〇〇近辺に住んでいること」であるとか、「この

の継承、財産相続、子の養育、父母と同姓を得るため等多様であり、子と血族との関係は縁組後も続き、養子は実親と養親の2組の親をもつ）。

⁶ 最新の平成20年度は、1,514件であった。

⁷ 電話相談は、10:00-20:00の間とされるが、緊急の場合は、随時連絡可能である。

⁸ 具体的には、公的機関には、福祉事務所の統括する母子寮、婦人保護施設などがあり、児童相談所の管轄としては、乳児院（0~2歳）と児童養護施設（2~18歳）がある。

⁹ 「里親に認定等に関する省令」（2002年）では、里親の種類として、①養育里親、②親族里親、③短期里親、④専門里親の4つが挙げられている（山上，2009，p.168-169）。

¹⁰ 「環の会」では、養子縁組にまつわる用語の見直しが行われている。例えば、一般には、「養親」という用語が使われるが、「環の会」では、「育て親」という用語を使っている。本稿では、それにならい、「環の会」の文脈では、「育て親」、一般の文脈では「養親」と表記する。

子が幸せになれるような家庭」という希望を出す親もいるという。通常の養子縁組の場合、これとは対照的に、育て親の側は、子どもの年齢、性別、国籍、障害の有無、子どもの事情等について、ある程度希望を述べるができるが、産みの親の希望が配慮されることはほとんどない¹¹。

特徴の第 2 は、「環の会」では、日本では例のないセミ・オープン・アダプションが行われているという点である。セミ・オープン・アダプションとは、縁組後、産みの親と子どもの関係が法律上終了した後も、「環の会」を仲介した形で、産みの親と育て親との関係が持続しうる可能性があることを指す。例えば、「環の会」を介して、産みの親と育て親は、季節の贈答を送り合う、産みの親が子どもの誕生日にプレゼントを贈る、育て親が子どもの成長を写真とともに手紙で報告する、さらには、育て親に連れられた子どもが産みの親と継続的に面会することもある。対して一般的に、日本では、養子縁組斡旋機関の扱う縁組のほとんどが、秘密厳守と匿名性を強調し、養親子家族と産みの親とのコミュニケーションが一切行われないクローズド・アダプションが主流である（桐野，1998）。

「環の会」では、セミ・オープン・アダプションを行うため、当然、育て親は、産みの親の存在を子どもに伝えることになる。それをテリングという。テリングは、「非血縁家族において、子どもが産みの親の存在を理解できるように育ての親が行う継続的な試み」（古澤，2005）とされる。「継続的な試み」という定義に見られるように、テリングは、子どもが幼い時から、折にふれ、繰り返し行われる。森（2007）によれば、日本の民間の児童福祉機関では、早くから子どもに対して、養子である事実を告げることの重要性を認識し告知することを強く勧めているが、告げないでおきたいという風潮が残っているのは事実であるという。

（3）「環の会」における現場研究

2004年7月から2006年3月までの間、「環の会」の活動（説明会、育て親希望者研修、育て親の集い、シンポジウム（後述））に可能な限り参加した。また、2005年8月に、「環の会」の代表者 A 氏にインタビューを行った。また、2005年11月に「環の会」の育て親に向けて、産みの母に関することやテリングについてアンケート調査を実施した。本稿では、「環の会」の活動への参加によって得た情報と A 氏へのインタビューの結果を報告する。

3. 「環の会」における産みの母

「環の会」のセミ・オープン・アダプションという特徴、育て親と子どもの関係については、いくつかの研究が行われているが¹²、本研究では、「環の会」の産みの親に関する事柄に注目していきたい。本節では、まず、第 1 項で、「環の会」において予期しない妊娠に悩む女性の相談にのる場合、実際どのように相談にのっているのか、どのような考え方に基づいて相談に応じているのかを述べる。次に、第 2 項では、「環の会」が、育て親に

¹¹育て親の子どもの無条件受け入れについては、樂木（2005）を参照されたい。

¹²例えば、桐野（1998）、富田・古澤（2003）など。

対して、産みの母をどのように説明するかを紹介する。最後に、第3項では、産みの親が育てないことについての「環の会」代表者 A 氏の語りを記述する。

（1）予期しない妊娠に悩む女性との相談

「環の会」に相談に来る女性は、予期しない妊娠に悩んでくることは前述した。そのような予期しない妊娠に悩む女性に対して、具体的に「環の会」はどのように相談に応じているのだろうか。一般に、予期しない妊娠に悩む女性にとって、中絶可能な時期（妊娠 22 週未満）か否かということは非常に重大なことであろう。予期せずして妊娠した女性からの相談を一手に引き受ける「環の会」の代表者 A 氏も、「相談にのるときに、時期によってもその人の状態によっても、話すことは違う」と言う。

例えば、全く産む気がなく、中絶しかないと気持ちが固まっている人には、中絶のための安全な病院を紹介する。「中絶しか方法はないの？」と再考を促す場合もあるが、それに耳を傾ける状態にない場合には、無理に説得はしないという方針である。

また、中絶後のフォローもサポートの一つとして捉えられている。そのような事例を横田（2003）より引用する。

事例 1 18 歳の高校 3 年生の相談

[どのように妊娠にいたったか]

1 つ年上の先輩で、将来結婚を考えている。いつも、お互いの合意で彼はいつもコンドームを使って、関係を持っている。今回の妊娠は、彼が部活の合宿で少し離れていたこともあって、コンドームなしに関係を持った時だ。

[妊娠かもしれないと思ったときの気持ち、確定したときの気持ち、それからのプロセス] 生理は毎月きていたから、こなくなって、すぐ妊娠しているとわかった。今高校 3 年で、卒業後専門学校に行くことに決めているので、産むことはできない。妊娠を親には相談できなかったが、姉が相談にのってくれて中絶費用を出してくれた。（姉も 17 歳の時、中絶経験がある）。ホームページで「環の会」を探し、近くの病院を紹介された。

[選択した道]

中絶手術を受けた。

[医療者に言いたいこと、思うこと]

中絶後の妊娠反応が（+）だった。中絶手術をしてくれた医者から、子宮外妊娠の疑いと言われて、不安になった。「環の会」から産婦人科医師を紹介され、電話で子宮外妊娠のこと、中絶後のことを相談でき、安心した。その後の検査で妊娠反応は（-）になった。

逆に、中絶可能な時期でも、妊娠した女性が話に耳を傾けることが可能な場合には、異なった対応をとる場合もある。例えば、「もちろん選択するのはあなただけど、もし話を聞いてくれるなら、私はこう思うよ」と言うこともある、と A 氏は述べている。また、仕事との関係で悩んでいるならば、「仕事は子どもを産んだ後からでもできる。今妊娠していることは事実だけど、将来妊娠したいと思っても、希望通りにはならないかもしれない」と様々な可能性を指摘したりすることもある。そのような事例を横田（2003）より引用する。

事例 2 20 歳代の女性の相談

[どのように妊娠にいたったか]

相手の彼と付き合っていたが、結婚は考えていなかった。

[妊娠かもしれないと思ったときの気持ち、確定したときの気持ち、それからのプロセス]
生理不順だったので、妊娠していることに気がつかなかった。お腹が出てきたので、婦人科に行って、妊娠がわかった。勉強したいことがあって大学進学を決めていた。妊娠 20 週に入っていたので、中絶ができる時期がもう少ししかない。自分のしたい夢を叶えたいので、中絶しようと思って彼に相談したら、産んでほしいと言われた。何度話し合っても平行線だった。日にちだけが過ぎて、決められず困ってホームページで「環の会」をみつけてメールで相談した。「環の会」から今できることもあれば、何年か経ってできることもあると言われた。今、妊娠しているが、今回は中絶したとしても、将来子どもをほしいと思っても、希望通りにならないかもしれない。優先順位を考えても良いのではと言われた。何度も彼と話し合いをした。

[選択した道]

彼と結婚し、子どもを産むことを決心した。(無事、12 月に出産した。とても可愛い女の子だそうです。子育ても楽しい。産んで良かったとメールがありました。)

[医療者に言いたいこと、思うこと]

どう選択したらよいか、困っている時に自分の気持ちを話すことで、整理ができた。安心して出産を迎えられた。

では、中絶可能な時期を過ぎた場合はどのような話をするのだろうか。産んだ後の話もするが、まずは、「生まれるまで健康な子どもを産むために一生懸命頑張ろう」というアドバイスを行うという。この際、特別養子縁組という道も選択肢の 1 つとして示唆される。次は、「妊娠後半の人が多いから、産んだ後の話の方が多いのですか？」という筆者の問いに対する A 氏の答えである。

事例 3

産んだ後の話もするが、一つずつ、ハードルをあげていこうと話す。「産むしか方法がないのだから、もう産むとなったら産む。健康な子どもを産むように頑張ろうね」と話す。それが 1 つのハードルよ。でも、一度話しはする。縁組する時はこのようにすると説明する。ただ、今は、出産までいっていないわけだから、出産後、縁組をする時は何回も確認をとる。妊娠がうまくいって出産までいったら、自分で子どもに会いたいと思ったら会っていい。私たちが「会っちゃいけない」というような強制はないよって話す。

もう 1 つ、妊娠後期の場合、独特の面白い語りが見られる。「胎児の知恵」という語りである。A 氏は、筆者の「環の会」に相談に来た女性は、結構（妊娠）後半が多いのかね？」という発言に続いて、次のように言った。

事例 4

予期しない妊娠だから、気がついたのが遅かった。「妊娠初期に分かっていたら、あなたはどうしていたの？」と産みの母に聞いたら、皆、「中絶してた」と言う。反対に、それでも妊娠が継続できているということは、赤ちゃんが自分で生まれたいと思っているのでしょう。もう産みのお母さんの意志じゃないよ。そこまできたら。子どもが生まれてきたいとしか思えないね。これは、胎児の知恵と私たちは言っているの。胎児が中絶時期を越えるまでお母さんのお腹の中で静かにしていて、中絶時期を越えてから、「ここ（お腹）にいますよ、大切にしてくださいね」と大きくなるの。産みのお母さんが言っていたけど、「環の会」に来て、病院でもいいんだけど、中絶できないって聞かされたときから、このくらい子どもが大きくなったって言ってたね。お腹の中でビュって大きくなった。「もう中絶は無理です」とお医者さんに言われたときから、赤ちゃんが突然大きくなる。それまでそんなに目立つお腹じゃないのに、どんって目立ってくる。赤ちゃんがこれで自分は生まれると思ったんでしょう。

ここで、重要なことは、実際に胎児の知恵があるか否かという点ではない。重要なことは、「環の会」において、産みの母の意志とは関係なく、子どもが生まれてきたいと思っている存在として語られる場合があるという点である。

（2）育て親に対する産みの母に関する説明

筆者は、「環の会」の活動に参加しつつ、産みの母が育てなくても、そのことで、産みの母が産んだことを非難されていないことに着目した。以下、「環の会」が、育て親に対して、産みの母をどのように説明するのかを記述する。

「環の会」では、育て親が子どもを迎えるまでには、説明会¹³、面接¹⁴、育て親希望者登録¹⁵、登録育て親希望者研修¹⁶、家庭訪問調査、夫婦体験子育て研修¹⁷、子どもの引き取り、そして縁組手続きというプロセスがある。そのプロセスの中でも、育て親希望者研修では、育て親希望者の産みの母に対するイメージを変化させるプログラムが存在する。

育て親希望者研修の中では、あるテーマについて、世間一般の人が抱いているであろうイメージを参加者が出し合うという過程がある。養子や産みの親、育て親に対する世間の根強い偏見について、参加者から不安が口にされる。しかし、そのような「世間の偏見」

¹³ 「環の会」設立経緯、目的、活動内容、育て親の条件に関する説明と、「環の会」の活動が紹介されたドキュメンタリー番組の視聴、参加者の自己紹介、質問受付、「環の会」で子どもを迎える際の具体的なプロセス、特別養子縁組についての説明、そして、現実に子どもを育てている育て親と参加者が個別に面談する時間が設定されている。

¹⁴ 説明会で面接を希望した夫婦が面接を受ける。また、本稿では、「面接」と表記しているが、2010年2月現在、「面接」は「面談」と名称を変更されている。

¹⁵ 面接を経て、「環の会」の育て親にふさわしいと判定された夫婦が登録する。その評価基準は厳しく、育て親候補者として登録されるのは、面接を受けた夫婦の半数に満たない。

¹⁶ 3日間（約21時間）にわたり、縁組にまつわる用語の見直し、過去の振り返り、縁組に関する無自覚な偏見への気づき、産みの親の存在の再認識とテリングについての自覚、「無条件」で子どもを迎える決断を行う。また、2010年2月現在、この研修は2日間になっている。

¹⁷ 子どもが一時的に養育されている乳児院で2泊3日の育児研修が実施される。この間、夫婦は育児技術の習得につとめる。この時、産みの親と対面する場合もある。

は、実は参加者自身が無自覚に持っている偏見に他ならないことが、「環の会」側から指摘され、参加者がさまざまな偏見から自由になり、子どもと共に幸福な人生を歩んでいくために、参加者自身の無自覚な偏見を自覚し、自分を変える決意が要請される。

その中の一つが、産みの親に関する事柄である。研修の中では、産みの親が尊重されるべき存在であることが強調される。産みの親は、かけがえのない命を宿らせ、おなかの子の命を育み、命がけで生んだにもかかわらず、子の幸福を願って手放すという苦渋の決断をなした存在として、意味づけられていく。この時、出産場面の映像が用いられる。「環の会の母は一人で出産に向かった。一人で立ち向かい、一人で乗り越えたのは本当にすごい。」「産みの親というのは、お腹の中で育ててくれたのは大きい。大変な中で生む決意をした。」という出産ビデオに対する参加者の感想からは、産みの親に対する賞賛が見て取れるのである。

（3）産みの親が育てられないことに関する A 氏の語り

「環の会」では、「産みの母が、育てていなくても、産みの母が産んだことを非難されない」ように育て親に働きかけていることを確認したが、産みの親について、A 氏はどのように語るのだろうか。

事例 5

（私は）価値観として、子どもを縁組することが、悪いと思えない。（なぜならば）もうすでに、「環の会」を通して多くの（子どもを思っている）産みの親に会ってしまったからだ。世間一般の感覚から言うと産みのお母さんは子どもを捨てた悪者のように扱われる。昔国際養子をしているときに中間斡旋団体の方に「産みのお母さんは子どものことなんてなんとも思っていない」というふうに言われていたが、ある産みのお母さんが赤ちゃんのパスポートを作る際に、一目会わせてほしいと言ってきた。子どもを思っている親の気持ちは、やはりあるのではないのか。子どものことを何とも思っていないというのは違うのではないのかと思って、逆に産みの親に「子どもに会いたい」とか言わせないような環境があるのではないかと思われた。

ここでは、育ててはいないけれども子どものことを気にかけている母親の存在が示唆されている。A 氏は、次のようにも語ってくれた。その語りには、育ててはいないが、子どものことを気にかけている母親の存在を、「環の会」が尊重していることが表れている。

事例 6

（産みの母）は、自分が産んだ子は「幸せになってほしい」って思ってるんじゃないの。それを言わせないだけじゃん。言える場所を私たちは作っているから、言っているだけで。言わせなかったら言えないと思う。そうすると、冷たい親が子どもを捨てたっていうストーリーができる。話をしてくれる場を作ったら、いろいろ話をする。

事例 7

産みのお母さんと信頼関係ができています。今日も、（ある産みのお母さんから）電話がか

かってきて、(中略) 自分は再婚して落ち着いたから、その子(縁組をした実子)にプレゼント贈りたいって言ってきたの。電話して。(その人はプレゼントを贈るのは)初めてだね。やっぱり産みのお母さんっていつになっても忘れないんだって。子どもを大切にしたいって気持ちはずっと続いているんだって。送ってもいいですか、って聞くから、いいですよって、うちのほうに「環の会」のほうに送ってくださいね、って(中略) 産みのお母さんってそういう人なんだね。この人が珍しいんじゃないの。何人も何人も。

4. 考 察

前節第1項において、予期せぬ妊娠に悩む女性からの相談に対して、A氏が、女性自身の気持ちと女性が置かれた立場を尊重しつつ、女性に寄り添おうとする姿をうかがうことができた。相談を求める女性たちは、中絶を選択しない限り、産むことと育てることを連続させることに大きな障害を抱える人ばかりである。言いかえれば、「産んだら育てるべし」という規範に従いたくても、それが困難な人ばかりである。

相談に応じるA氏の姿勢には、「産んだら育てるべし」という規範に対する固執は微塵も見られない。まずは、女性の体内に宿った生命を、無事この世に送り出すこと、これに向かって女性とA氏の二人三脚が進んでいく。まずは、体内に宿った生命をgivenとして受容し、その生命を「産む」ことが目指されるのだ。その二人三脚の過程で、「産んでも自分では育てない」、つまり、出産後には特別養子縁組をするという選択肢もあることが、A氏によって提示される。

「産んでも育てない」という選択肢においては、産むことと育てることが明確に分離されている。産むことと育てることを分離すれば、その各々に価値を認めることも可能になる……産むことも価値ある営みであれば、育てることも価値ある営みであるというように。「産みの親より育ての親」ということわざもあり、それはそれなりの真実についてはいるが、産みの親なくして育ての親がありえないのも事実である。

前節第2項では、産むことの価値(産んでくれたことの価値)を、育てることの価値を実現する人にも分かち合ってもらおうとする「環の会」の活動を紹介した。「環の会」を通じて子どもを迎える育て親には、研修の機会に、産むこと(産んでくれたこと)の価値が強調される。また、早期から産みの母の存在を育て親が子どもにテリングしていき、産みの母から子どもにプレゼントや手紙が送られ、可能であれば面会の機会もつくれることによって、産みの母が感謝の対象としての位置を占め続けることになる。

以上のように、「環の会」の活動には、「産んだら育てるべし」というわれわれの社会に浸透した規範とは正反対の規範、すなわち、「産んでも育てなくてもよい」とする規範を見取ることができる。前述のように、それは、産むことと育てることを分離する規範でもある。以下、この規範を、産み落とされ、育てられる側である子どもと社会の関係という視点から捉え返してみよう。その上で、この規範からだれしも予想するモラルハザードの問題、また、「産んだ子は育てる権利がある」という権利との関連についても論じることにする。

産む親、育てる親からは、産むことと育てることを分離できても、産み落とされる子、育てられる子にとっては、産み落とされることと育てられることは連続している。では、

子にとっての連続性を保証するものは何であろうか。「産んだら育てるべし」とする規範においては、産んだ親こそ、その連続性を保証する存在である。一方、「産んでも育てなくてもよい」とする規範においては、本稿では第1節で述べたごとく、社会をもって連続性を保証するものと考えている。つまり、産むことと育てることを分離するという新しい規範は、子と社会の関係の再定位を要請するのである。

産むことと育てることを分離する規範においては、女性の体内に宿った生命、そして、生まれた子どもを、無条件に社会が引き受けることが必須である。「産んでも育てなくてもよい」とする規範は、「いかなる男女によって、いかなる経緯でもたらされたかは不問にして、社会の中に登場した一個の生命を、社会が無条件に受容すべし」とする規範と表裏一体でなければならない。

「環の会」の活動は、まさに、この規範を具現化している。いかなる女性がいかなる経緯で妊娠したかは、A氏と女性の相談にとって必要な背景情報こそ提供するが、その女性の評価にも、また、女性の体内にいる子どもの評価にも一切関係しない。そればかりか、女性も子どもも、貴重な存在として無条件に受容され、無事の出産が目指される。その意味で、「環の会」の活動は、一人の子どもを社会が無条件に引き受ける、いわば窓口の機能を果たしている。

ここで、「産んでも育てなくてもよい」という言葉を聞いた時に、多くの人を感じるモラルハザードの問題に応接しておく必要があるだろう。性の若年化、性の自由化が行き着くところまで来ている現代社会を顧みれば、「産んでも育てなくてもよい」ことを容認などすれば、育児はおろか妊娠・出産の可能性さえ考えず、ただ快樂だけを求めるセックスの横行を助長するだけだという見解は無視できない。社会が無条件に引き受けてくれるのなら、自分だけが快樂をむさぼっても何とかなると、「共有地の悲劇」の危険性は確かにある。その抑止のために、少なくとも予期せぬ妊娠を防ぐための性教育の必要はある。その際重要なことは、女性にとっての妊娠・出産という経験の重大さ、妊娠・出産という経験のもたらす影響を過小評価せずに伝えることである。9ヶ月という長期におよぶ妊娠期間を経た命がけの出産という経験およびに、前節第3項で紹介したA氏の語りにも登場する妊娠による母と胎児の濃密な一体性が女性に及ぼす影響は、当の女性の生活と生涯にとって決して安易な意味を持つものではない。上記の2点（産むまでの過程）を明示化し伝えることで、「産んでも育てなくてもよい」という社会的容認と安易な性行為の助長との間の短絡を抑止するのである。

本稿の最後に、「産んだ子は育てる権利がある」という権利規範との関連を考察しておこう。「産んだら育てるべし」という支配的な規範も、本稿で可能性を論じた「産んでも育てなくてもよい」という規範も、育てることの義務に関する規範であった。「産んだら育てるべし」とする規範は、産んだ者に対して、育てる義務を要求し、他方、「産んでも育てなくてもよい」とする規範は、育てる義務を要求しない。では、その違いは、上記の権利規範とどのような接点を取り結ぶのだろうか。

「産んだら育てるべき」とする規範は、上記の規範と単純に **and** (かつ) で結ばれる。すなわち、産んだ親にとって、育てることは義務でもあり、かつ、権利でもある、という具合である。実際、現在の法令は、親と子の関係をこのように定めている。

しかし、「産んでも育てなくてもよい」という規範は、「産んだ子は育てる権利がある」

という規範と並列的に結びつけることはできない。上に述べたとおり、「産んでも育てなくてもよい」という規範は、「子を社会が無条件に受容すべし」という規範から離れては存立しえない。そのような 2 点セットの規範が、「産んだ子は育てる権利がある」という規範と結びつくには、少なくとも後者が前者（2 点セットの規範）と矛盾しない必要がある。つまり、産んだ者が育てる権利を主張する場合、「社会が無条件に受容した生命を育てる者としての親」として立ち現れる必要がある。

「産んでも育てなくてもよい」「子を社会が無条件に受容すべし」という 2 点セットの規範、そしてその 2 点セットの規範と「産んだ子は育てる権利がある」という権利規範の関係を考えることで、われわれは、従来持ちえなかった思考を、正当な思考として獲得することができる。第 1 に、社会が子を無条件に受容するには、どのような仕組みや工夫が必要かを考えることができる。第 2 に、「社会が無条件に受容した生命を育てる者としての親」はいかにあるべきかを考えることができる。

言うまでもなく、本稿は、「産んだら育てるべし」という規範から「産んでも育てなくてもよい」という規範への単純な移行を主張するものではない。本稿の意図は、血縁関係を根拠に、ほとんど同義反復的に用いられてきた 2 つの規範・権利言説、すなわち、「産んだら育てるべし、そして、産んだ子は育てる権利を有する」という規範言説を相対化し、その呪縛からいささかでも自由になることである。併せて、「環の会」の事例が、予期せぬ妊娠をした女性に対する対応を考える上で、何がしかの実践的含意があるとすれば、それは、「産んだら育てるべし、そして、産んだ子は育てる権利を有する」という規範の呪縛を脱却する思考の端緒を提起することができるということであろう。

[謝辞]

フィールド研究にあたり、「環の会」の関係者の方々にはご協力賜り、心より感謝申し上げます。

また、本稿は、2006 年度京都大学大学院人間・環境学研究科に提出された修士論文の一部に加筆・修正を加えたものである。

引用文献

- 古澤頼雄 (2005). 非血縁家族を構築する人たちについての文化心理学的考察——その人たちへの社会的スティグマをめぐって 東京女子大学比較文化研究所紀要, **66**, 13-25.
- 菊池 緑 (2001). 養子縁組に関する支援について 思春期学, **18**, 318-324.
- 桐野由美子 (1998). 意識調査を通してみた日本の子どものための養子縁組その 1——当事者と非当事者の比較 関西学院大学社会学部紀要, **81**, 129-140.
- 森 和子 (2007). 養子になった我が子に伝えたいこと——生い立ちの理解を助ける海外の絵本分析を通して 文京学院大学人間学部研究紀要, **9(1)**, 109-129.
- 樂木章子 (2005). 血縁なき親子関係をつくるネットワーク——NPO 法人「環の会」の事例研究 実験社会心理学研究, **44(1)**, 15-26.
- 杉山 春 (2007). ルポ' 赤ちゃんポスト' は虐待を減らせるか 実の親には子育てを任せ

- られない時代（特集「親」が壊れている） 中央公論, **1481**, 44-51.
- 竹内みちる・樂木章子 (2006). 養子の暗いイメージは、いかにして形成されたか——その歴史的考察 集団力学研究所紀要, **23**, 81-89.
- 富田庸子・古澤頼雄 (2003). Open adoption 家族における育て親の態度——子ども・子育て観と夫婦関係 中京大学心理学研究科・心理学部紀要, **3(2)**, 37-51.
- 山上有紀 (2009). 里親における援助内容 大島 侑 (監修) 遠藤和佳子・谷口純世・松宮 満 (編著) 養護原理 ミネルヴァ書房 pp.167-173.
- 横田和子 (2001). 産みの親から育ての親へ、いのちと願いを引き継いで——特別養子縁組の取り組みから 月刊福祉, **84(2)**, 42-44.
- 横田和子 (2003). 私たちでよければお手伝いします 助産婦雑誌, **57(3)**, 43-49.

—— 2010. 1. 7 受稿, 2010. 3. 1 受理 ——

The Possibility of a New Norm on the Relationship between Childbirth and Child Rearing

Michiru Takeuchi (Kyoto University)

Akiko Rakugi (Okayama Prefectural University)

Toshio Sugiman (Kyoto University)

This study explored the possibility of a new social norm concerning child rearing that is different from the traditional norm prevalent in Japan, that one should raise the child one bears. In contrast, the study demonstrated that this new norm does not require one to raise the child one bears. The new norm implies that a child should be accepted unconditionally by society regardless of how the child was conceived or by whom.

The researchers studied the activities of Motherly Network, a non-profit organization, using the method of intensive participant observation. We interpreted the results and concluded that they revealed a new norm. A female leader of the organization devoted her time, day and night, to assist women who became pregnant unexpectedly either because they were raped or because their birth control failed. During this time period, the organization promoted child adoption for a couple who did not have, but wanted to have a child. The leader suggested that the pregnant woman could bear the child even if she could not raise the child by herself, offering her the alternative of child adoption. The organization also respected the right of the biological mother by guiding the adoptive parents to initiate and maintain an ongoing dialog with both their adopted child regarding his/her origins and the biological mother. This is rare and not commonly recognized among adoptive families in Japan. The organization respected the right of a biological mother to meet her child and arranged meetings of the two whenever the adoptive family agreed. Again this is an unusual arrangement and not commonly found in Japan.

The new norm changes the sense of entitlement concerning child rearing. In the traditional norm, a sense of entitlement is combined with the assumption that one has the responsibility and the right to raise the child one has birthed. However, under the new norm, one has the right to raise one's child only when one is given permission to raise one's child by a society that accepts the child unconditionally.

Key words: child-rearing, child-birth, pregnancy, child adoption, social norm

Author:

Takeuchi, M., Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University, Kyoto, Japan. Mail: takeuchi@p01.mbox.media.kyoto-u.ac.jp

Rakugi, A., Department of Welfare System and Health Science, Okayama Prefectural University, Okayama, Japan. Mail: arakugi@fhw.oka-pu.ac.jp

Sugiman, T., Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University, Kyoto, Japan. Mail: sugiman@toshio.mbox.media.kyoto-u.ac.jp